
資 料 編

- 北海道駒ヶ岳火山防災協議会規約
- 降灰調査地点リスト
- 降灰調査用紙（現地調査用）
- 北海道駒ヶ岳における避難促進施設の指定基準

1. 北海道駒ヶ岳火山防災協議会規約

(設置)

第1条 北海道駒ヶ岳火山防災協議会（以下、「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、北海道駒ヶ岳について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道、七飯町、鹿部町及び森町が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 北海道防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 七飯町、鹿部町及び森町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、森町長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が北海道駒ヶ岳の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うため幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）で構成する。
- 3 幹事会には、幹事長を置く。
- 4 幹事長は、会長が指名する者とし、幹事会の会務を総理する。

- 5 幹事長は、必要に応じ、別表 1 に掲げる者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、幹事会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

(コアグループ会議)

- 第 7 条 幹事会の下に、協議会の所掌事務に係る個別事案を具体的に検討するため、コアグループ会議を置くことができる。
- 2 コアグループ会議には、座長を置く。
 - 3 座長は、会長が指名する者とし、コアグループ会議の会務を総理する。
 - 4 コアグループ会議は、別表 2 に掲げる機関の職員の中から、個別事案の内容に応じ、必要な範囲で座長が招集する。
 - 5 座長は、必要に応じ、別表 1 に掲げる者に対し、コアグループ会議への出席を求めることができる。

(経費の負担)

- 第 8 条 協議会の経費負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(財務に関する事項)

- 第 9 条 協議会の財務に関し必要な事項は、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(会計年度)

- 第 10 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(事務局)

- 第 11 条 協議会の事務は、森町において行う。
- 2 第 3 条第 6 項の規定により北海道が会長の職務を代理する場合は、北海道において協議会の事務を行う。

(雑則)

- 第 12 条 この規約に定めのない事項は、必要に応じ会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 元年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

火山防災協議会 構成員

別表 1

号	機 関 名 等	職 名 等	備 考
1	北海道	知 事	
1	鹿部町	町 長	
1	七飯町	町 長	
1	森町	町 長	
2	札幌管区气象台	台 長	
3	北海道開発局	函館開発建設部長	
4	陸上自衛隊	第11旅団長	
5	北海道警察	本部長	
6	南渡島消防事務組合消防本部	消防長	
6	森町消防本部	消防長	
7	学識経験者	山梨県富士山科学研究所 主幹研究員 吉本 充宏	
		北海道大学大学院農学研究院 准教授 笠井 美青	
		北海道大学大学院理学研究院 教 授 青山 裕	
8	渡島総合振興局	局 長	
8	函館地方气象台	台 長	
8	渡島森林管理署	署 長	
8	北海道総合通信局	防災対策推進室長	
8	国土地理院北海道地方測量部	部 長	
8	北海道 函館方面函館中央警察署	署 長	
8	北海道函館方面森警察署	署 長	
8	東日本電信電話株式会社	北海道事業部 北海道南支店長	
8	北海道電力ネットワーク株式会社	函館支店長	
8	北海道旅客鉄道株式会社	函館支社長	
8	一般社団法人 七飯大沼国際観光コンベンション協会	会 長	
8	鹿部温泉観光協会	会 長	
8	森観光協会	会 長	
8	一般社団法人 渡島医師会	会 長	
8	函館海上保安部	函館海上保安部長	
8	室蘭海上保安部	室蘭海上保安部長	
8	東日本高速道路株式会社 北海道支社 室蘭管理事務所	所 長	

火山防災会議 幹事会

別表 2

機 関 名 等	職 名 等	備 考
渡島総合振興局	地域政策課主幹	
鹿部町	総務・防災課長	
七飯町	情報防災課長	
森町	防災交通課長	
札幌管区气象台	火山防災情報調整官	
函館地方气象台	防災管理官	
北海道開発局	函館開発建設部 防災対策官	
陸上自衛隊	第11旅団第3部防衛班長	
南渡島消防事務組合消防本部	消防課長	
森町消防本部	警防課長	
渡島森林管理署	総括事務管理官	
北海道警察函館方面本部	警備課長	
北海道函館方面函館中央警察署	警備課長	
北海道函館方面森警察署	警備課長	
株式会社NTT 東日本-北海道	北海道南支店 総括担当課長	
北海道旅客鉄道株式会社	函館支社 施設グループリーダー	
北海道電力ネットワーク株式会社 函館支店	企画総務グループリーダー	
国土地理院北海道地方測量部	防災情報管理官	
北海道総合通信局	防災対策推進室 専門官	
一般社団法人 七飯大沼国際観光コンベンション協会	専務理事	
鹿部温泉観光協会	事務局長	
森観光協会	事務局長	
函館海上保安部	警備救難課長	
室蘭海上保安部	警備救難課長	
東日本高速道路株式会社 北海道支社 室蘭管理事務所	工務担当課長	

降灰調査地点リスト

地点番号	調査地点	所在地	火口からの距離
森 - 1	柘栄神社	茅部郡森町字尾白内町	WNW 約 7.0km
森 - 1 A	柘栄神社より山頂側約 1.5km 地点	茅部郡森町字尾白内町	WNW 約 5.5km
森 - 1 B	柘栄神社より山頂側約 2.1km 地点	茅部郡森町字尾白内町	WNW 約 5.0km
森 - 2	白川 4 号線より農道 1km 東側	茅部郡森町字白川	WNW 約 6.0km
森 - 3	旧 J R 東山駅	茅部郡森町字駒ヶ岳	W 約 6.5km
森 - 4	料亭駒ヶ岳付近の交差点	茅部郡森町字駒ヶ岳	WSW 約 6.0km
森 - 5	木族工房付近	茅部郡森町字駒ヶ岳	SSW 約 6.5km
森 - 6	からまつの森第 1 ゲート前	茅部郡森町字赤井川	SSW 約 6.5km
砂原 - 1	望洋の森駐車場手前	茅部郡森町字砂原 2 丁目	N 約 4.0km
砂原 - 2	内浦神社上方交差点	茅部郡森町字砂原 2 丁目	N 約 4.5km
砂原 - 3	町営牧場	茅部郡森町字砂原 2 丁目	NE 約 5.0km
鹿部 - 1	鹿部町最終処理処分場	茅部郡鹿部町字本別	ENE 約 6.0km
鹿部 - 2	ロイヤルホテルみなみ北海道鹿部	茅部郡鹿部町字本別	E 約 7.0km
鹿部 - 3	J R 鹿部駅	茅部郡鹿部町字本別	E 約 7.0km
鹿部 - 4	朝日航空(株)鹿部飛行場	茅部郡鹿部町字本別	ESE 約 9.5km
鹿部 - 5	道南ファーム	茅部郡鹿部町字駒見	SE 約 6.5km
鹿部 - 6	旧ホテル白樺跡	亀田郡七飯町字東大沼	SE 約 6.0km
鹿部 - 7	大岩付近	茅部郡鹿部町字大岩	ESE 約 18km
七飯 - 1	大沼多目的グラウンド トルナーレ	亀田郡七飯町字東大沼	SSE 約 7.0km
七飯 - 2	J R 池田園駅	亀田郡七飯町字軍川	S 約 8.5km
七飯 - 3	大沼公園	亀田郡七飯町字大沼町	S 約 9.0km

注) 森 - 1 A, B は、森 - 1 で確認できない場合に実施する

降灰調査用紙（現地調査用）

調査実施日： 年 月 日

実施官署：

観測者：

天気：

地点名（番号）：	降灰の有無
緯度・経度 N 度 分 秒、E 度 分 秒 高度 m	あり・なし
確認した場所：	観測時刻： 時 分
○降灰の状況	
○（現在降っている場合・聞き取り）降灰のあった時刻・強さ	
・ 灰の降り始めた時刻： 日 時 分頃	
・ 一番強かった時刻： 日 時 分頃	
・ 降り終わった時刻： 日 時 分頃	
・ 降灰の強さ： <input type="checkbox"/> 降っているのがようやく分かる程度 <input type="checkbox"/> 降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度 <input type="checkbox"/> 降灰のため山は見え、10～20分で1mm以上積もる程度	
○構成粒子の大きさ・種類・特徴等	
大きさ： <input type="checkbox"/> 砂状（概ね直径2mm未満） <input type="checkbox"/> 小石状（概ね直径2mm以上）	
色： <input type="checkbox"/> 白色 <input type="checkbox"/> 灰色 <input type="checkbox"/> 灰褐色 <input type="checkbox"/> 茶褐色 <input type="checkbox"/> 黒褐色 <input type="checkbox"/> 黒色 <input type="checkbox"/> その他（ 色）	
臭い： あり・なし	
感触： シャリシャリ・ツブツブ・その他（ ）	
その他気づいた点：	
○降灰の厚さ	
降灰の積もった厚さ： 微量 ・ mm（最小桁：1mm） <input type="checkbox"/> 複数の噴火に伴う火山灰を含む可能性がある。	
○その他気づいたこと（臭い、音、発光現象等）	

○サンプルの採取

有 無

サンプル採集場所:

採取面積: cm × cm

サンプル番号:

○写真撮影

有 無

写真撮影番号

撮影対象

写真撮影番号

撮影対象

写真撮影番号

撮影対象

* 堆積の状況（写真）及び地図

北海道駒ヶ岳における避難促進施設の指定基準

区分	距離的要件	施設的要件	備考
(1) 火口近くに位置する地域	昭和4年火口を中心から約4km以内の区域(噴石の危険区域)	<p>活動火山特別措置法施行令第1条に定められており、営業時間中に所有者等の従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数の者が利用する施設 ・防災上の配慮を要するものが利用する施設 	<p>【避難確保計画作成の手引き】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な噴火による危険性の高い火口周辺の地域では、比較的小規模な施設も含め多くの施設が避難促進施設に指定されることが考えられる。 ・それ以外の地域では、一定の規模を有するなど、情報伝達や避難計画を個別に作成してもちょう必要がある施設が避難促進施設に指定されることになると考えられる。 <p>【内閣府通知】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設所有者や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要である。
(2) それ以外の地域	第一次避難区域内の施設	<p>活動火山特別措置法施行令第1条に定められており、営業時間中に所有者等の従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数の者が利用する施設 ・防火管理者が必要となる30名以上が収容される施設 ・防災上の配慮を要するものが利用する施設 <p>※ 施設の選定にあたっては、各町において判断する。</p>	<p>【内閣府施行通知】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における避難指示や避難勧告だけでは円滑かつ迅速な避難が確保できない可能性がある施設については、積極的に避難促進施設に選定することを検討することが必要である。

※1 『集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き』（平成28年3月 内閣府作成）

※2 『活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について』（平成27年12月24日 内閣府通知）